



Title	1.フィッシャーの支出税論の特徴と問題点
Author(s)	馬場, 義久
Citation	経営と経済, 66(3), pp.9-30; 1986
Issue Date	1986-12
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/28300">http://hdl.handle.net/10069/28300</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-17T03:58:19Z

# I. フィッシャーの支出税論の 特徴と問題点\*

馬 場 義 久

## 目 次

- I. はじめに
- II. フィッシャー支出税論の内容
  - 1. 公平課税と支出税論
  - 2. 資本蓄積の推進と支出税論
  - 3. 二基準の相互関係 — フィッシャー支出税論の概括
- III. フィッシャー支出税論の特徴 — カルドアと比較して
- IV. 問題点
- V. 結びに代えて

## I. は じ め に

フィッシャー (I. Fisher, 1883年～1947年) は、カルドア (N. Kaldor) とともに支出税論史の中で重要な位置を占めていると評される。彼の支出税に関する研究業績は、第一に、公平課税および資本蓄積の推進という二つの基準からみて、支出税の方が所得税より優れていると主張した理論的業績、第二に、人税タイプの支出税の実行方策を明確にした税務執行条件に関連する業績という二つに大別される。Kaldor[1955] は、この第二の側面の業績を高く評価し、同書第7章はそれを基礎にしてまとめられたものである。

ところが、フィッシャーの業績のうち第一の側面に関しては、これまで充

分な形で整理されてこなかったようである。<sup>1)</sup>たとえば井藤半彌 [1957] は、「……私が今まで調べたところでは、本税（支出税のこと — 馬場）の理論及び実行方策を述べるものうち（カルドア以前では — 馬場）もっとも重要な意義のあるものは、1937年のフィッシャーの研究である……<sup>2)</sup>」と述べているが、同書ではフィッシャー支出税論に関して十分な紹介はなされていない。また貝塚啓明 [1983] は、フィッシャーをカルドア以前の支出税論者の中でアメリカでの代表的論者と位置づけているが、「フィッシャーの議論は、所得の概念として消費を正当化するためにややわかりにくい論旨を展開した<sup>3)</sup>」と述べるにとどまっている。

そこで本稿では、フィッシャーによる支出税構想のうちその理論的側面に焦点をあてて、彼の議論の特徴と問題点を整理することにしよう。整理は以下の順序ですすめられる。次のⅡにおいて、フィッシャー支出税論の内容を要約する。その後Ⅲにおいて、彼の議論の特徴をまとめ、Ⅳにおいて問題点を指摘する。さらに最後のⅤにおいて本稿の主たる結論と問題点がまとめられる。

なおⅢ、Ⅳにおいては、フィッシャーの議論の特徴と問題点をより明確な形で示すために、Kaldor [1955] の議論を念頭に置いて整理を試みることにしたい。このことによって、フィッシャー、カルドアに共通する支出税論の基本的性格が明らかになるであろうし、カルドアと比較した場合のフィッシャーの独自性と問題点を明確にすることができよう。

## Ⅱ. フィッシャー支出税論の内容

### 1. 公平課税と支出税論

(1)フィッシャーは、第一に公平課税、第二に資本蓄積の推進という二つの基準を設定して、支出税論を展開した。本項ではまず第一の公平課税基準に着目して、それと支出税論との関連を整理することにした。

(2)この側面に関するフィッシャーの見解は、次の二つの主張に要約される。

(i)所得税の究極の目標は実質所得に対する課税でなければならない。<sup>4)</sup>(ii)支出は実質所得を近似するので、支出税が(i)の要請を満たす租税である。<sup>5)</sup>以下、この二つの見解の意味内容を明らかにすることにしよう。そのためには、フィッシャーが提起した所得概念を整理しなければならない。

まずフィッシャーによると、究極的な意味で個人の経済状態を示し個人の経済行動の目的変数となる所得は、貨幣所得ではなく享樂所得 (Psychic Income) であると述べられる。たとえば「究極の賃金は貨幣で支払われているのではなく、その金銭で購入される享樂そのもので支払われているのである<sup>6)</sup>」と述べ、さらに「社会で最終的に享樂される所得こそはまさに究極的かつ基礎的事実であって、一切の価値はこれより導出され、一切の経済的行動はこれに向けられる<sup>7)</sup>」と主張するにいたる。ここで言う享樂所得とは、「食物をとると主観的満足を生むが、その満足が享樂所得に他ならない<sup>8)</sup>」と述べられているように、個人が享受する満足のプロウ＝効用<sup>9)</sup>という意味である。この享樂所得こそ個人の経済状態を究極的に示す中心的な目的変数であると主張され、経済学が分析の中心に据えなければならない変数であると述べられる。<sup>10)</sup>

(3)ところで(2)で述べた(i)(ii)の二つの見解に登場する実質所得は、この主観的な享樂所得を測定するために提起された、いわば代理変数的な所得概念である。ここで言う実質所得とはフィッシャーによると、「その使用者に直接的な満足、すなわち生産過程や貨幣支払の介入なしに、満足を与えるサービスや財の使用<sup>11)</sup>あるいは、「住宅の庇護、蓄音機またはラジオの音楽、衣服の使用、食物の摂取、新聞の購読その他すべて我々が我々の周囲の世界をして、我々の享樂に貢献せしめるようにする所の無数の出来事を包含している<sup>12)</sup>」と規定される。つまり消費という意味に近いが、これによって心理的な享樂所得を間接的に測定しようとするわけである。<sup>13)</sup>

したがって(2)で紹介した(i)の見解は、次のように理解されるべきであろう。すなわち、所得税の究極の目標は効用水準を「大体に測定する」実質所得に対する課税でなければならないと。それゆえフィッシャーは、現代の厚生経

济学的立場にある論者と<sup>14)</sup>同じく、公平の尺度を究極的には効用に求めていたと言えよう。

(4)しかし、この実質所得も測定が困難である。なぜなら、それは多様多様な財貨・サービスの消費から成るが、これを測定する共通の尺度が存在しないからである。ここで登場するのが消費支出、フィッシャーの用語法によれば生計費である。つまり、「貨幣支払という意味における総生計費というものは一つの借方勘定の項目であって、所得というよりもむしろ支出であるが、しかしこの勘定項目こそはまさにこれらの支払の対象物たる実質所得の貸方勘定項目を測るのに最も実用的な尺度であるのである<sup>15)</sup>」と述べられる。結局、享楽所得から実質所得に遡ったように、さらに後者の実質所得の貨幣的測定のために消費支出に遡っていくのである。

したがって、(2)で紹介したフィッシャーの(ii)の見解の意味は、消費支出こそ実質所得を介して効用を近似するので、これを課税標準とする支出税が公平基準を満たす税であると把握することができよう。すなわち、消費支出額が同額の二個人に対しては同一効用水準にあるとみて同額の支出税負担を要請し（水平的公平）、消費支出額が異なる二個人に対しては異なる効用水準にあるとみて異なる額の支出税負担を要請（垂直的公平）するわけである。

以上結局のところ、支払能力に応じた公平課税という基準でみた場合、フィッシャーの累進的<sup>16)</sup>支出税の構想は、第一に支払能力の究極的指標を効用に求める立場、第二に効用の源泉を消費に求める立場を基礎にして提起されたもの<sup>17)</sup>と言えよう。

(5)以上の二つの立場と、フィッシャー独特の資本理論を根拠にして、資産非課税論および貯蓄非課税論が展開される。以下、この点のみよう。彼の資本理論<sup>18)</sup>によれば、資産価値は将来消費の割引価値<sup>19)</sup>に他ならず、貯蓄はこの割引価値の増加分である。だから彼にあっては、資産価値（あるいは貯蓄）と将来消費は同一物の異なる二表現にすぎない。ところで彼は効用の源泉を消費に求めていたから、資産価値も貯蓄も将来消費を通じて、将来時点において個人に効用をもたらすことになる。さらに前述したとおり、フィッシャーは支払能力の究極的基準を効用に求めたので、公平課税を基準にすると資産価

値および貯蓄は、それ自体としては課税標準とすべきではない。それらが将来、消費に振りむけられた時点で課税対象とすればよいのであって、この将来消費とは区別され意味での独自の担税力は、資産価値や貯蓄には存在しないと把握されたのである。結局、一定の条件の下で成立する資産価値＝将来消費の割引価値という算式を根拠にして、資産および貯蓄は担税力なし、と主張されたわけである。

(6)さて、以上のように所説を主張したフィッシャーは、所得税制における不公平の焦点をどの点に求めたであろうか。彼によると、貯蓄を免税にしないことによって、所得税は重大な不公平を招いているとされる。いわゆる「貯蓄の二重課税」論であり、これは現代の支出税論<sup>20)</sup>においても援用されている議論である。以下、その概略を述べよう。

いま親から同額の遺産＝資産価値を相続した二兄弟、AおよびBを考える。彼らは二期間生存し、遺贈を行なわないとする。Aはこの遺産Mを第一期に全額消費するとし、Bは逆にMをすべて第一期に貯蓄し、第二期にその元利合計を消費にむけると想定する。要するに、初期賦存が同一で消費－貯蓄パターンの異なる二個人間の税負担を比較しようとするわけである。

はじめに消費のみに課税する支出税のケースをみてみよう。両人の税負担の現在価値を $T_A$ 、 $T_B$ 、さらに利率を $r$ 、支出税率を $t_c$ とすると、

$$T_A = t_c M$$

$$T_B = \frac{t_c M (1+r)}{(1+r)} = t_c M$$

となる。両者における消費－貯蓄パターンの相違にかかわらず、税負担の現在価値はともに等しくなる。この意味で水平的公平は達成されるという。

ところが所得税の場合はどうか。税率を $t$ とすると、

$$T_A = tM$$

$$T_B = tM + \frac{tr(1-t)M}{1+r}$$

となる。つまり、Bの税引貯蓄元本 $(1-t)M$ が生みだす利子に対する課税分だけ、Bの方の税負担が大きくなる。したがって所得税においては、消費－貯蓄パターンが異なると、同一資産価値を保有する二個人の税負担が等しくならない。貯蓄を多くする個人が相対的に重課される。

支出税制下で上の意味での水平的公平が達成されるのは、上記の設定では、資産価値＝消費の現在価値であるから、消費にのみ課税すれば資産価値にみあった税負担 $tcM$ を両者に課することができるからである。ところが所得税によれば、同一資産価値保有者のうち貯蓄を多くする個人の税負担が相対的に大きくなる。なぜなら、貯蓄に対しては将来消費に対する課税の前どりとしての貯蓄元本課税が課されるうえに、税引元本が生みだす利子による消費にも課税されるのに対して、現在消費に対しては当然のことながら消費にだけ税が課されるからである。以上が「貯蓄の二重課税」論の骨子であり、フィッシャーはこの点を所得税制下の不公平の焦点として把握したのである。<sup>211</sup>

## 2. 資本蓄積の推進と支出税論

次にフィッシャー支出税論の第二の点について整理したい。彼は企業による資本蓄積を推進する立場から、所得税に代えて支出税を採用すべきであると主張した。その論理は以下の三点から構成されている。

まず第一に、フィッシャーによれば貯蓄に課税する所得税は<sup>221</sup>、次の二つのルートを通じて民間貯蓄を削減するという。(i)まず課税なかりせば民間貯蓄に回ったであろう資金を政府が税という形で奪う。彼の用語法で言えば所得税による貯蓄削減の直接的な効果<sup>231</sup>である。I. Fisher and W. Fisher[1942]においては、このルートの具体的な表象としては企業利潤に対する課税が考えられていた。<sup>241</sup>(ii)所得税による税引利率の低下は、貯蓄に対してディスインセンティブ効果を与える。これは貯蓄削減の間接的効果<sup>251</sup>と呼ばれたものである。このルートは、彼の代表的業績 Fisher[1930]の分析を基礎にしていると思われる。すなわち同書においては、資本価値を所有して異時点間にわたって効用を最大化しようとする個人の行動が描かれているが、その際、この個人は利率を現在財－将来財の価格パラメーターとして扱うことによって、消費－貯蓄パターンを決定するとされる。このような個人にとって所得税による税引利率の低下は、現在財の相対価格の低下を意味するので、代替効果が所得効果を上回る限り、所得税は貯蓄に対してディスインセンティ

グ効果を与えると考えられよう。

第二に、フィッシャーにあっては貯蓄削減は投資削減に他ならないと観念され、上のルートで民間貯蓄を削減する所得税制は社会の投資を削減すると主張される。<sup>26)</sup> この主張においても Fisher [1930] で設定された仮定が踏襲されていると言わなければならない。すなわち、資本市場における安定均衡の成立がそれである。<sup>27)</sup> このような仮定下では、社会的に集計されたレベルにおいては、貯蓄はパラメータである利子率を介して必ず投資に等しくなるから、貯蓄削減税制は投資削減税制に他ならないと把握されるのである。

なお、この段階で我々が確認しておくべきことは、フィッシャーが貯蓄—投資過程として、企業利潤の投資化プロセスを重視したという点である。たとえば「プラントの所得に対する税は、その所得が配当され支出に回された部分に課されるべきであって、拡大のために使用される部分に課すべきでない」<sup>28)</sup> と述べ、さらに技術革新をとまらぬ投資過程を念頭に置きつつ「高い未分配利潤は我々の経済生活において最も創造的な影響を及ぼす」、<sup>29)</sup> と述べるに至っている。したがって、フィッシャーが所得税による貯蓄削減、投資削減という場合、企業利潤課税による企業貯蓄削減、企業投資削減という事態が、個人貯蓄の削減とともに考えられていたのである。

最後に第三として、投資は各個人の厚生拡大を通じて社会の厚生拡大をもたらす経済行為であるのに、<sup>30)</sup> 所得税は第一、第二に述べた理由によってこの社会厚生を拡大を阻むと主張される。たとえば「この課税（所得税のこと—馬場）は、我々の資本設備、それから生ずる所得および社会的 benefits……を破壊する」<sup>31)</sup> と述べられる。

### 3. 二基準の相互関係 — フィッシャー支出税論の概括

これまでフィッシャー支出税論の内容を、公平性と資本蓄積の推進という二つの基準ごとに別々に整理してきた。それではフィッシャーにあっては、この二つの基準のうちどちらが中心的な基準とされたのであろうか。本項ではこの問題を明らかにしたい。そのためには我々は、フィッシャーにおける



税制改革論構築の動機、あるいは彼の社会厚生観を探らなければならない。なぜならば上の問題は、究極的には価値判断の領域に属する問題であるからである。

まず第一に、彼の研究動機をふり返ってみよう。彼は自己の税制改革論の集大成である I. Fisher and W. Fisher[1942] の叙述目的について、「全所得税問題の根本的解決法を提起することであり、単にその臨時的解決を提供するのではない」と一応述べる。<sup>32)</sup>しかし、この叙述に加えて「しかし、戦争の到来はこの問題の解決の必要性を強めている。税制改革により企業の拡大を図ることがよりさし迫った課題である」<sup>33)</sup> (傍点、馬場) と主張する。さらに現行税制の主要な問題は、貯蓄課税が「国の生産的設備の成長を妨害している」<sup>34)</sup> 点にあるとされる。要するに、資源の破壊を招く危険性のある戦争の到来に際して、企業の生産的設備の拡大をもたらす税制を構築すること——これが、フィッシャーの研究動機であったのである。

第二に、フィッシャーの社会厚生観をみてみよう。彼は代替的租税の相対的優位性を判断する際の究極的な基準として、税制が社会厚生 (general welfare) に与える全体的効果をあげた。<sup>35)</sup> とりわけ、租税負担の公平性のみならず、社会の所得水準に与える効果をも同時に考慮すべきことを力説した。<sup>37)</sup> 問題は社会厚生拡大の支配的規定要因は何かという点にあるが、彼は所得の平等化それ自体よりも、社会の各構成員の所得水準の拡大を支配的な規定要因として考えたようである。曰く「理想的な平等化を達成するが各人の所得を低下させる政策より、非常な不平等を招くが各人の所得を増大させる政策の方がベターである」<sup>38)</sup> と。つまりフィッシャーは、以上のような社会厚生観を前提にして、所得拡大の原動力としての企業による資本設備の拡大を税制改革の第一義的目標としたわけである。

それではフィッシャーにあっては、課税による再分配的政策ないしは垂直的公平の達成は、無用の長物と判断されたのであろうか。そこで第三に、この側面の政策に関する彼の見解をみてみよう。彼は、アメリカ社会において世襲的富豪階級が形成されつつあり、このことは階層移動という点で流動的であるべき民主主義社会にとって重大な問題であるとする。<sup>39)</sup> その解決策とし

て巨額の資産形成・累積を阻むための税制改革が必要であると述べる。

だがフィッシャーにあっては、この税制改革の内容は、社会の資本設備の拡大という彼にとっての第一義的目的と調和するものでなければならない。そこで再分配の対象を次のように限定する。すなわち、巨額の財産から生じる所得<sup>40)</sup>の使用法には、(i)所有者ならびにその家族のためのしゃしの支出、(ii)慈善的支出、(iii)資本増加、の三つの方法があるが、課税されるべきは(i)のみであるとする。なぜならば<sup>41)</sup>(iii)は(ii)と同様、社会的に useful であるからである。また、「相対的に貧しい人にとって金持がいらだたいのは、その巨額の支出のためであって彼らの巨額の貯蓄や産業プラントのせいではない<sup>42)</sup>」とも述べられる。以上の立場から、しゃしの支出としゃしの財産<sup>43)</sup>を課税対象とする累進的支出税・相続税が提唱されたわけである。

以上三点からフィッシャーの支出税論は、次のように概括することができよう。フィッシャー支出税論は企業による資本蓄積の推進を中心的目的とする税制改革論である。公平課税という目的は、資本蓄積の推進という中心課題に調和する範囲でのみ提唱されたのである。支払能力の究極的指標を効用に求め、その源泉が唯一消費にあるとする彼の公平課税に関する立場は、上述の文脈の中で理解されなければならないであろう。

### Ⅲ. フィッシャー支出税論の特徴－カルドアと比較して－

(1)本節では前節の整理を基礎にしなが、フィッシャー支出税論と Kaldor[1955]の所説を比較することにより、彼の議論の特徴をまとめたい。まず本項では、フィッシャー、カルドア両者における共通項を整理しよう。これは支出税論の基本的性格を把握するうえで重要な作業であると思われる。

この共通項に関して結論を先取りすれば、両者とも企業による資本蓄積の推進、ないしはそれによる高い経済成長率の実現を、主要な基準にして支出税論を展開したことである。フィッシャーに関しては既述したので、ここで

は Kaldor[1955] についてこの点を確認しておこう。

まず第一に、カルドアも母国の高い経済成長を期待した。彼は課税と経済成長の関係を論じた部分で、「イギリスはその競争的地位を維持するために、この50～60年に達成してきた平均成長率より高率の経済成長の実現が必要である — このことについては広く承認されている<sup>44)</sup>」と述べている。そして主としてこの点を基準にして、税制改革の方向を考えるべきであるとされる。

したがって第二に、カルドアにあっても、貯蓄を増大させうる税制改革が提唱されることになる。<sup>45)</sup>もちろん彼はフィッシャーと異なり、高い貯蓄率がそれ自体高い経済成長率を保証するものではないと考え、投資インセンティブの独自性を認識していた。しかし、彼は、資本蓄積のための利用可能な実物資源がなければ、投資意欲の高い企業とて高成長を実現することはできないこと、すなわち成長の必要条件としての貯蓄の重要性自体は認めていた。そこでフィッシャーと同様、成長推進という観点に立脚しての貯蓄非課税論が展開されるわけである。

たとえば「会社利潤に対する重税、あるいは個人所得に対する重税によって巨大な財産の形成を阻止するという政策は、産業の成長およびその効率性をそこなうという不利益を相殺するほどに重要な政策であろうか<sup>46)</sup>」と述べられる。ここではフィッシャー同様、産業の成長を阻害するという点を根拠に、法人税、個人所得税が批判されているのである。

しかし彼は、第三にイギリスが福祉国家でなくなることは避けなければならないとする。やはり平等化政策自体は必要である。そこでカルドアもフィッシャー同様、貯蓄推進と両立する再分配政策を提起する。彼は、課税や他の手段によって利潤をできるだけ減少させるべしと要求したマルクス経済学者に対して、次のような批判を行なう。「資本蓄積に向けられる剰余価値と、金持が浪費する剰余価値とは根本的に異なるものであって、再分配政策の対象は、後者の剰余価値に限定すべきである。<sup>47)</sup>」以上の観点から累進的支出税が提唱されたわけである。すなわち「もし累進課税が所得基準でなく支出基準で実施されれば、経済の効率性と進歩率を改善しながら同時に平等な社会に向けて前進することができることになろう<sup>48)</sup>」と述べられ、累進的支出税に

よる成長と平等の調和が唱えられたのである。

(2)それではカルドアと比較した場合、フィッシャー支出税論の独自性はどの点に存在するであろうか。この点結論を先に述べれば、彼の独自性は支出税の相対的優位性を、いわゆる新古典派的世界の中で論拠づけようとした点に求められる。以下この点を具体的に明らかにしよう。

その第一は、貯蓄課税による貯蓄削減が投資削減になるという見解に表われている。これは既述したように、資本市場における安定均衡の成立を想定した必然的結果であった。これに対してカルドアは、前述のごとく投資インセンティブの独自性を承認し、高貯蓄率はスタグネーションを招くかもしれないとさえ主張した。カルドアはあくまで貯蓄を成長の必要条件の一つと考え、その必要十分条件とはみななかったのである。

第二の新古典派的性格は、フィッシャーが担税力の究極的指標として効用を採用した点にみられる。これに対しカルドアは周知のように、担税力を支出力 (spending power) と規定したのである。この支出力とは彼によれば「実際の支出とは無関係なある外部の標準で測定した、ある個人が自身の個人的必要を満たしうる能力または力」<sup>49)</sup> (傍点、馬場) と定義された。個人的必要と満たしうる実質的<sup>50)</sup>な資源の支配力というのが、その中心的な意味であろう。カルドアがこのように担税力を客観的変数によって規定したのに対し、フィッシャーは担税力の究極的指標として、効用という主観的な、しかし新古典派経済学にとっては根本的な変数を採用したのである。

第三の新古典派的性格は、フィッシャーが貯蓄や資産価値が担税力=効用にそれ自体としては寄与しないことを主張する際、暗に確実性および資本市場における完全競争性を想定した点にみられる。なおここで確実性とは、将来の経済変数が完全に予見されかつそれが予想どおり実現することをさす。さらにここでの完全競争的資本市場とは、単一の利率  $r$  が成立し、すべての借手・貸手がこの利率  $r$  で貸借できる資本市場という意味である。

さて、貯蓄や資産価値がそれ自体としては効用に何ら寄与しないというフィッシャー命題が主張される際、次の二つの理由から確実性および完全競争的資本市場の存在という二仮定が暗に想定されたとみるべきであろう。(i)ま

ずフィッシャーは、上の命題を主張する際に資産価値＝将来消費の割引価値という自らの資本理論を根拠にした。この範式が成立するには上の二仮定が明らかに必要である。(ii)次に、仮に将来所得の実現が不確定でしかも、資本市場での貸借が何らかの意味で制限される不完全競争的資本市場を想定すれば、貯蓄や資産価値はそれが与えるであろう将来の消費とは別に、安全、安心、自由の拡大といった **extra benefit**<sup>51)</sup>をもたらす、この点から効用増大に寄与すると考えられよう。

以上のフィッシャーに対して、カルドアは担税力の源泉を明らかにする際、どのような世界を想定したであろうか。<sup>52)</sup>彼は、まず担税力は種々雑多な「おかね」から構成されるという市井人の常識を支持する。さて彼によれば、この「おかね」は大別すると次の三種類のものから成ると述べられる。(i)まず、金融資産など処分可能な富、(ii)次に配当または、利子、賃金などのように規則的にくり返される収入、(iii)最後にキャピタル・ゲイン、遺贈、富くじの当選金など偶然的収入である。そして彼は以上の分類に基いて、(i)(ii)(iii)は各々担税力に貢献するが — したがって貯蓄および処分可能資産には担税力があると考えたが — その貢献度は各々異なると述べた。この場合、カルドアが基本的に確実性を想定しなかったことは明らかであろう。彼は偶然的収入の存在を考慮し、それが規則的の反復収入とは担税力に対する貢献度の点で異なると考えていたから、むしろ不確実性の支配する世界を想定していたといえよう。さらに彼は担税力の尺度としての所得概念を吟味する際、「種々異なる型の資産の将来の収益を割り引くのに適用しうる利子率は、もはや唯一つではなくなる<sup>53)</sup>」と述べている。その意味で彼は、不完全競争的資本市場を仮定していたと言えよう。

以上三点から成る新古典派的性格に着目すると、フィッシャーの支出税論はカルドアのそれよりも、むしろ Feldstein[1976], Mieszkowsky[1980] といった現代支出税論に近い性格をもっていると言えよう。

#### IV. 問題点

さて以上の考察を基礎にしながら、本項ではフィッシャー支出税論における問題点を整理することにしよう。考察の焦点は、彼の議論における新古典派的性格にある。

(i)まず第一の問題点は、彼が担税力の究極的指標として効用を採用した点に関連する。この立場で水平的公平を定義するとすれば、「課税前同一の効用水準にある二個人は、課税後も等しい効用水準にあるべきである」となる。これは現代の厚生経済学的立場にある論者<sup>54)</sup>によって主張されているものと同じである。しかし、この水平的公平概念が課税上有効でオペレーショナルな概念になるには、二個人が等しい状態にある場合を具体的に明示できなければならない。

この問題に対するフィッシャーの解決法は、以下の二点にある。(i)まず、暗に個人の効用が貨幣単位で測定できるものと仮定する。<sup>55)</sup>(ii)次に効用をもたらす要因として事実上消費のみを考え、さらに消費の費用である消費支出額で効用水準を測定する。フィッシャーは、この二点を想定することにより、消費支出額が同一である二個人に対しては、同一の効用水準にあるとして同額の支出税負担を要請し、消費支出額の異なる二個人に対しては異なる効用水準にあるとして異なる額の支出税負担を要請したのである。

さてこの内(i)の立場は、個人間の効用比較が可能であること、効用が基数尺度で測定可能であることを必要とする。その意味で非常に強い仮定であり、根本前提である(i)自体重大な弱点をはらんでいる。が、以下(ii)自体の問題を指摘するために、(i)を想定して検討を続けたい、まず二個人の効用関数が異なるケースを想定してみよう。この二個人が同一財を同量消費すればその消費支出額は同額になるであろう。ところが両者の効用関数が異なるので、両者の効用水準は異なってしまう。にもかかわらずフィッシャーの所説にしたがって、同額の支出税が課せられれば、両者の水平的公平は維持されなくなる。つまり、担税力の究極的指標を効用に求めると、(i)を想定したとしても個人間の選好の違いをどう扱うか、という問題が生じるのである。選好が異

なる場合、少なくとも同一消費支出を行なう二個人に同一額の税を要請するフィッシャーの立場は客認しがたい。

それでは(i)を想定し、なおかつ各人の効用関数が同一であれば、フィッシャーの所説はすべて齎合的になるであろうか。だがこの場合、「貯蓄の二重課税」論を基礎とする彼の所得税批判は必ずしも成立しない。たとえば、フィッシャーがしばしば仮定したように、全く同一の<sup>56)</sup>初期賦存を与えられた二個人を考えてみよう。さらに現在財と将来財からなる二財モデルを想定することにしよう。仮定によって両者の効用関数が同じであるから、この二個人の消費-貯蓄パターンは同一となる。したがって、所得税によりたとえ「貯蓄の二重課税」が生じたとしても、貯蓄額が同じであるから両者の税負担の現在価値は同一となる。結局、所得税制下でも水平的公平は維持されるので、この場合支出税の相対的優位性は消滅する。つまり効用関数が同一という想定と、「貯蓄の二重課税」による不公平をひき起こす原因である消費-貯蓄パターンの相違という想定は両立しないのである。

以上要するに効用を担税力の究極的指標とする立場は、(i)個人間の効用が比較可能であること、効用が基数尺度であること、選好が個人間で同一であること、という世界を想定しない限り、オペレーショナルな租税理論とならず、(ii)仮に(i)によってオペレーショナルな公平概念が提起された場合、(i)は彼の所得税批判が成功しえない事態を作り出すのである。

(2)第二の問題点は、効用を担税力の究極的指標とする彼の立場が承認されたとしても、貯蓄および資産の非課税論の論拠が説得的でないことである。彼のあげている主要論拠は、前述したように資産価値=将来消費の割引価値という彼の資本理論である。しかしこの彼の主張は、貯蓄および資産がそれ自体として主観的便益を与えるかどうかという問題と、貯蓄や資産の市場価値の算出の問題とを混同しているように思われる。一定の条件の下で資産価値=将来消費の割引価値という算式が成立するからと言って、そのことが不確実性、不完全競争的資本市場の存在する現実世界にあって、貯蓄・資産価値が担税力=効用に貢献しないということを根拠づけるわけではない。このような世界にあっては先の算式がそもそも成立しないし、また、貯蓄および資

産価値の保有者は、不測の事態に備えうるといふ安心 etc の主観的便益を得ると考えるのが妥当であろう。既述したように、貯蓄や資産が担税力=効用に寄与しないという彼の主張が成立するには、現実性の存在、完全競争的資本市場の存在という非現実的な世界を想定しなければならないのである。

(3)第三の問題点は、上述したように担税力の源泉を問う段階で既に現実性、完全競争的資本市場の存在を想定したために、公平基準からの所得税制に対する内在的批判を提起しえず、所得税制批判が事実上「貯蓄の二重課税」論に限定されてしまったことである。<sup>57)</sup>これに対し Kaldor[1955] は、主として次のような所得税制批判を展開した。<sup>58)</sup>(i)資本制下における所得は多種多様なものから成り、たとえ同額であっても担税力に対する貢献度は所得の種類によって異なる、(ii)所得税制における真の不公平は、担税力の異なる各種所得をその担税力の違いに応じて齎合的に「所得」として課税できない点、とりわけキャピタル・ゲインなどを通じて行使される資本所有に結びついて存在する担税力を「所得」として課税することに失敗する点にあると主張したのである。次の主張は、カルドアの所得税批判を最も端的に示していると思われる。「『所得』による課税は、所得を勤労から引き出す人々に比べて、その担税力を相対的に過小評価される財産所有者に対し、有利な歪みを導入することになる。」<sup>59)</sup>

以上のカルドアによる所得税制批判は、資本制下における所得の多様性を認識する視点と、財産所有者と勤労者とを区別する視点とを基礎とするものである。が、フィッシャーにはこのような所得税制批判は存在しない。なぜか。(i)まず担税力(=効用)の源泉を問う段階で現実性と完全競争的資本市場を事実上想定したために、所得の多様性が捨象されたからである。現実性下では、すべての所得はその発生が事前に予想され、それが予想どおりに実現する。したがって、カルドアが議論したような意外な所得が分析上捨象される。この場合、各種所得間の主要な相違はその発生流列の違いであろう。しかし完全競争的資本市場の存在という仮定によって、この流列の違いも無視できる。結局、所得の多様性は事実上捨象されるのである。<sup>60)</sup>(ii)次に、現実性および完全競争的資本市場という想定に、暗に仮定された完全雇用という<sup>61)</sup>



想定が結びつくと、勤労所得稼得者と財産所有者との区別が本質的に消滅するからである。というのはこのような世界では、勤労者もその将来賃金の流れを割引いて算出される資産価値を保有している財産所有者として描かれるのである。つまりフィッシャーは、事実上すべての階級を資産価値を所有している個人として把握したのであり、また把握しうるような世界を設定したのである。既述したように彼は、世襲的富豪階級の形成に警鐘を鳴らしたが、このことは、世襲的な資産価値保有者とそうでない資産価値保有者とを区別したにすぎないのである。

以上のように、所得と階級における多様性を事実上捨象したフィッシャーにあっては、財産所有者が課税上相対的に優遇されるという所得税制に内在する問題点を指摘するのは困難であった。彼は、同一資産価値を保有する二個人を想定して、彼らの消費－貯蓄選択行為に関して発生する不公平問題をもっぱら力説したのである。

(4)第四の問題点は、フィッシャーが貯蓄削減税制は投資削減税制に他ならないとした点である。この主張の根底には、貯蓄が利子率を介して必ず投資化される世界が想定されていた。しかし、少なくともフィッシャーが直面した寡占段階の企業投資は、貯蓄とは異なる要因で決定されると考えられるから、上述の彼の主張は説得力に乏しい。所得税によって貯蓄削減が生じた場合、それ自体が投資削減をもたらすのではない。あくまで、資本蓄積のための「実物資源」という一つの条件が削減されるのである。

## V. 結びに代えて

本稿の検討を通じて明らかにされた点は、以下のとおりである。

第一に、フィッシャー支出税論とカルドア支出税論の主要なねらいは、ともに個人貯蓄および企業貯蓄の増大を通じて、企業による資本蓄積の推進と高成長率の実現を図ることにあり、そしてこの目的と調和しうるような公平課税の在り方を提起することにあつた。この点が両者の支出税論に存在する

基本的な共通点である。

第二に、フィッシャー支出税論は、カルドアのそれと比べると、多くの点で新古典派的性格をもっている。この点に着目すると、フィッシャーの議論は現代の支出税論者のそれに近いと言える。

第三に、その新古典派的性格とは、(i)担税力の究極的指標を効用に求めたこと、(ii)担税力の構成要素を明確にする段階で、事実上、確実性および完全競争的資本市場の存在を仮定したこと、(iii)投資-貯蓄関係を把握する際、資本市場の安定均衡を仮定したことからなる。これらの性格の故に彼の支出税論は、(i)オペレーショナルで説得的な公平課税の基準を設定する点で、(ii)所得税制における不公平問題の内在的指摘という点で、(iii)所得税による資本蓄積阻害効果の本質を把握する点で、説得力を欠くことになったと言える。

最後に本稿に存在すると思われる問題点のうち、その基本点のみ指摘して本稿の結びに代えたい。

まず第一に、フィッシャーの所説をカルドアのそれとのみ比較し、彼に先行する多くの論者、たとえばミル (J. S. Mill) などとの比較・検討を行わなかったことである。

第二に、フィッシャー支出税論の問題点を整理する際、彼の独自性に関連する問題点のみに着目し、カルドアとの共通性に関する問題点を明確にしなかったことである。すでに林栄夫 [1968] は、現代企業における大規模な企業消費をとりあげ、人税たる支出税ではこれを個人消費に帰属計算して課税することが困難であると指摘している。<sup>62)</sup> 社会的な富の大半が企業内に蓄積され企業としての消費が大規模になっている現代経済にあって、支出税が「資本蓄積の推進と公平課税の調和」という自らの目標をどのような形で達成していくのかそのメカニズムを明らかにしなければならない。

[註]

- 1) 貴重な例外的業績として W. Vickrey [1947] ch. 12 をあげることができる。そこでは資本蓄積の推進と支出税論との関連に力点を置きながら、フィッシャーの所説が紹介されている。しかし同章の主題が「所得税か支出税か」という点にあるため、フィッシャー

の所説を支出税論史の中で位置づけるという視点は希薄である。またその発表年次に制約されて、同書ではカルドアとの比較・検討がなされていない。後述するように本稿の力点は、カルドアと比較した場合のフィッシャー支出税論の特徴と問題点を整理することにある。

- 2) 井藤半彌 [1957], 174ページ。
- 3) 貝塚啓明 [1983], 3ページ。
- 4) I. Fisher and W. Fisher [1942], p. 24.
- 5) Ibid., p. 5.
- 6) Fisher [1930], p. 5.
- 7) Ibid., p. 331-p. 332.
- 8) Fisher [1906], p. 167.
- 9) フィッシャーの場合、基数的な効用関数を仮定していた。
- 10) Fisher [1937], p. 29.
- 11) I. Fisher and W. Fisher [1942], p. 25.
- 12) Fisher [1930], p. 5-6.
- 13) 「享楽所得の本体は心理的なものであって、直接にこれを測ることはできない。しかし我々は、享楽所得から一歩さかのぼっていわゆる実質所得によって間接的にそれを近似的に測定することができる」(Fisher [1930], p. 5.)
- 14) たとえば Feldstein [1976], Musgrave [1976] を参照。
- 15) Fisher [1930], p. 7.
- 16) フィッシャーは、課税は支払能力に関して累進的であるべしという原則自体は承認していた。
- 17) このようなフィッシャーの立場は、現代の支出税論者の一部の先駆をなすものである。たとえば Minarik [1980] による紹介を参照。
- 18) Fisher [1906] によって展開された。なお、同書でも資本概念に対応して所得概念が詳細に述べられている。しかし本稿では、彼の議論の本質をより明快に示していると思われる Fisher [1930] によって、彼の所得概念を要約した。
- 19) 一定の条件の下では資産の市場価値=将来貨幣所得の割引価値という算式が成立する。したがって、この将来貨幣所得がすべて消費に回されると想定すれば、資産価値=将来

消費の割引価値という算式が成立するであろう。以下、彼の算式を述べる際、以上の想定が為されているものとする。

- 20) たとえば Mieszkowsky [1980] を参照。
- 21) 以上の議論では、所得税に対する内在的批判は成功していない。というのは、公平の尺度を各期の所得に求めず、資産価値Mに求めているからである。この文脈において資産価値=将来消費の現在価値であるから、資産価値を公平の尺度とすることは、消費を公平の尺度とすることを意味し、この点でフィッシャーの立場をすでに前提してしまうことに等しいと考えられる。
- 22) 個人所得税とともに法人税も含む。
- 23) I. Fisher and W. Fisher [1942], ch. 9 参照。
- 24) Ibid., ch. 9 .
- 25) Ibid., ch. 9 .
- 26) フィッシャーは政府による公共投資を全く考慮しなかったわけではない。しかし彼は、公共投資は民間投資より効率が劣ると考えていた。Fisher [1943] 参照。
- 27) Fisher [1930], p. 120.
- 28) I. Fisher and W. Fisher [1942], p. 84.
- 29) Ibid., p. 82.
- 30) 「所得を資本増加の方法で使用することは社会的に useful である」(Ibid., p. 89.)
- 31) Ibid., p. 62.
- 32) Ibid., p. ix.
- 33) Ibid., p. ix.
- 34) Ibid., p. ix.
- 35) Ibid., p. 105.
- 36) ここでの所得は、論者によって内容の異なる所得概念を総称したものである。以下では代替的租税の相対的優位性を判断する基準に関して論じられている。この場合各論者は、各自の所得概念に基いて、各々異なった租税を提案するので、フィッシャーは自己独特の所得概念を用いずに総称としての所得概念を使用したと思われる。
- 37) I. Fisher and W. Fisher [1942], p. 104.
- 38) Ibid., p. 104.

- 39) Ibid., p. 93.
- 40) この所得は貯蓄を含んでいる。貯蓄を含んだ通常の所得のうち、再分配のために課税されるべき範囲を規定しようとしているわけである。
- 41) I. Fisher and W. Fisher[1942], p. 89.
- 42) Ibid., p. 94.
- 43) 機械設備などを除いた非生産的用途に向けられる土地などを指す。ただ、消費を担税力=効用の代理変数とするフィッシャーの原理的立場からすると、相続税の課税根拠は乏しいと思われる。
- 44) Kaldor[1955], p. 187.
- 45) ただカルドアの方がフィッシャーより、成長要因について多面的に論じている。すなわち、課税と労働供給、危険負担との関係をも考察している。
- 46) Kaldor[1955], p. 99.
- 47) Ibid., p. 185.
- 48) Ibid., p. 15.
- 49) Ibid., p. 28.
- 50) 一般物価水準の変化に関する修正と、利子率の一般水準の変化に関する修正を行なったという意味である。Ibid., p. 70参照。
- 51) Head[1982] の表現による。
- 52) 以下の議論は Kaldor[1955], p. 30-p. 34による。
- 53) Ibid., p. 59.
- 54) Musgrave [1976], Feldstein [1976] を参照。
- 55) Fisher [1937] 参照。
- 56) 所得の発生パターンおよびその現在価値が同じという意味である。フィッシャーは遺産(同額)の例をしばしば使用したが、それは同一の初期賦存を仮定したことを意味する。
- 57) 「貯蓄の二重課税」論が所得税に対する内在的批判になっていないという点については、註21)を参照。
- 58) Kaldor[1955], introduction および ch. 1を参照。
- 59) Ibid., p. 14.

- 60) ただフィッシャーは、収入のうち遺贈だけは区別して扱った。
- 61) フィッシャーは「本書では、簡単化のため一つの場所一つの時における価格決定の問題はすでに解決されたものと想定する」(Fisher[1930] p. 69.) と述べ、その論拠としてワルラスの価格決定論をあげている。したがって、賃金率をパラメーターとして労働の完全雇用が保証されているとみるべきであろう。
- 62) 林栄夫 [1968], 345ページ。

## 参 考 文 献

- M. Feldstein [1976], "On the Theory of Tax Reform," *J. of Public Economics*, Vol. 6, p. 77—p. 104.
- I. Fisher [1906], *The Nature of Capital and Income*. (*Reprints of Economic Classics*, Augustus M. Kelley, 1965.)
- [1930], *The Rate of Interest*, Macmillan (気賀勘重・気賀健三共訳『利子論』, 日本経済評論社, 1980年)
- [1937], "Income in Theory and Income Taxation in Practice," *Econometrica*, vol. 5, p. 1—p. 55
- [1939], "The Double Taxation of Savings," *A. E. R.*, vol. 29, p. 16—p. 33.
- and W. Fisher [1942], *Constructive Income Taxation*, Harper & Brothers.
- [1943], "Income—Tax Revision: Reply," *Econometrica*, vol. 11, No.1, p. 88—p. 94.
- J. G. Head [1982], "The Comprehensive Tax Base Revisited," *Finanzarchiv*, N. F. 40, H.2, P.193—p. 210.
- N. Kaldor [1955], *An Expenditure Tax*, George Allen & Unwin (時子山常三郎監訳『総合消費税』, 東洋経済新報社, 1963年)
- P. Mieszkowsky [1980], "The Advisability and Feasibility of an Expenditure Tax System," in H. J. Aaron and M. Boskin (eds.), *The Economics of Taxation*, p. 179—p. 201.
- J. J. Minarik [1980], "Conference Discussion," in J. A. Pechman (ed.) *What Should Be Taxed: Income or Expenditure*, The Brookings Institution.

R. A. Musgrave [1976], "ET, OT and SBT," *J. of Public Economics*, vol. 6, p. 3-p. 16.

W. Vickrey [1947], *Agenda for Progressive Taxation*, Ronald Press.

井藤半彌 [1957], 『租税論』, 千倉書房

貝塚啓明 [1983], 「所得課税と消費課税－タックス・ベースの選択」, 『経済学論集』, vol. 49,  
No. 2

林栄夫 [1968], 『財政論』, 筑摩書房

\* 本稿は財団法人「清明会」からの研究助成金による研究成果の一部である。